

Title	人びとはどのように恤救規則にたどり着いたか：明治期群馬県の事例を中心に
Sub Title	How were the poor in 19th century Japan rescued by the poor law (jukkyu kisoku)? : the case of Gunma prefecture
Author	松沢, 裕作(Matsuzawa, Yūsaku)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2020
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.113, No.3 (2020. 10) ,p.341 (49)- 370 (78)
JaLC DOI	10.14991/001.20201001-0049
Abstract	<p>1874年に制定された救貧法令である恤救規則について、主として群馬県を事例として、人びとがどのように恤救規則による救助を受けるに至るのかを検討した。その結果、ある時期から、出願の主体が町村ではなく本人になること、また恤救規則が適用される前の段階で、半ば賃労働であり、半ば慈善であるような仕事をする段階を経由すること、それらは近世身分制社会の解体という文脈で理解されるべきことを指摘した。</p> <p>The purpose of this study is to examine how the poor in 19th century Japan were rescued by Poor Law (Jukkyu Kisoku), mainly through the case of Gunma Prefecture. As a result of the research, it becomes clear that initially the town or village where the poor resided was the entity that applied for the application of the Poor Law, but this was later changed to the poor themselves. It was also discovered that the poor were subjected to benefit from the Poor Law after going through a phase of work that was given to them by their neighbors as one-half wage labor and one-half charity. These phenomena should be understood in the context of dismantling the early modern status society.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20201001-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

人びとはどのように恤救規則にたどり着いたか
——明治期群馬県の事例を中心に——

松沢裕作*

How were the Poor in 19th Century Japan Rescued
by the Poor Law (*Jukkyu Kisoku*)?:
The Case of Gunma Prefecture

Yusaku Matsuzawa*

Abstract: The purpose of this study is to examine how the poor in 19th century Japan were rescued by Poor Law (*Jukkyu Kisoku*), mainly through the case of Gunma Prefecture. As a result of the research, it becomes clear that initially the town or village where the poor resided was the entity that applied for the application of the Poor Law, but this was later changed to the poor themselves. It was also discovered that the poor were subjected to benefit from the Poor Law after going through a phase of work that was given to them by their neighbors as one-half wage labor and one-half charity. These phenomena should be understood in the context of dismantling the early modern status society.

Key words: poor law (*jukkyu kisoku*), poor relief charity, widow, household (*Ie*)

JEL Classifications: N35, I38, Z13

* 慶應義塾大学経済学部
Faculty of Economics, Keio University

はじめに

1874（明治7）年12月8日の太政官第162号達「恤救規則」⁽¹⁾は、戦後の生活保護法に相当する戦前日本の基本的な救貧法令である。1929（昭和4）年に救護法が制定され、それが1932（昭和7）年に施行されるまで、60年近く機能した。⁽²⁾

恤救規則が、受給資格を厳しく制限していたことはよく知られる。その前文は、「済貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設ヘキ筈ニ候得共」と前置きした上で、「目下難差置無告ノ窮民」のみを救助対象とする、と宣言している。それはあくまで国家の側からの慈恵にすぎず、生活困難者救助が「人民相互」によるべきことが法の建て前とされていた。

具体的には、恤救規則で救助対象となるのは、「極貧」で、「独身」かつ、「廢疾」「老衰」「疾病」により、「産業ヲ営ム能ハサル」者、および「独身」の十三歳以下の者である。すなわち、労働能力のない障がい者、高齢者、病者と孤児である。廢疾・老衰の場合は、年間米1石8斗、疾病の場合は、男性は1日米3合、女性は1日米2合、幼年の場合は年間米7斗が支給基準とされ、支給地・支給時点での「下米相場」に換算されて、現金で支給される。ここでいう「独身」とは戸籍上の独身を意味し、別居していたとしても同一戸籍に属する者がいれば救助の対象とはならない（ただし、同居親族がいても、全員が高齢であったり、幼少であったりして労働不能である場合は救助対象となる）。

同規則にかかわる先行研究としては、規則の制定過程をあつかった小川政亮の研究が挙げられる。⁽³⁾ 小川は、同規則が旧藩における救済の継続可否をめぐる滋賀県伺が契機となり制定されたことを明らかにした上で、中央政府が救助の権限を統一的に把握したことに画期性を求める。また、規則の性格については、それを「天皇制的慈恵」と位置づけた池田敬正の研究がある。⁽⁴⁾ すなわち池田は、日本の場合、地域的な相互扶助が、近代の公共的救済制度に発展せず、それを上から断ち切って、天皇の慈悲という形で救済が与えられるという展開をとったことのあらわれが「恤救規則」であると、その「官治主義」的性格を強調した。

しかし、実際に恤救規則が生活困難者に適用されてゆく過程で、誰が、どのように救助されたのかについての研究はそれほど多くない。山口県の恤救規則適応者の数値を整理した杉山博昭の研究⁽⁵⁾に加えて、滋賀県庁文書に残された中央政府と滋賀県とのやり取りを中心に、明治20年代には、独身

(1) 以下、中央法令の引用は、特に注記しない限り、すべて『法令全書』による。

(2) 近代日本の救貧制度の全体像とその変遷については、日本社会事業大学・救貧制度研究会編『日本の救貧制度』（勁草書房、1960年）を参照。

(3) 小川政亮「恤救規則の制定」（福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』、東京大学出版会、1959年）。

(4) 池田敬正『日本社会福祉史』（法律文化社、1986年）。

(5) 杉山博昭「明治期山口県における恤救規則の展開と特徴」（『山口県地方史研究』54、1985年）。

ではないが救済が必要なケースが増加し、滋賀県側が適用の拡大を求めていたことを指摘した坂江愛の研究⁽⁶⁾がある。県と中央政府の関係は、規則の制定過程がそもそも滋賀県からの伺を起点としているように、当該規則の性格を考える上での重要な論点であり、本稿では改めてその制度的な枠組みを整理することを第一の課題としたい。

一方、大杉由香は、地域によって救済の人数・比率が違うことに注目し、秋田、岡山、山梨、東京、京都の恤救規則による救助のあり方を比較して、地域の相互扶助が機能すれば恤救規則に基づく救助は発動されないこと、相互扶助の機能の様相は地域の社会経済状況に依存することを明らかにした⁽⁷⁾。これは、地域的な相互扶助が「天皇制的慈恵」によって断ち切られることを重視した池田敬正の学説を批判するものだった。一方、地域の相互扶助の性格の解明は十分ではない。本稿では、こうした課題を考える上で、二つの点に注目したい。第一に、地域の扶助が機能するとすれば、その場はいったいどのような性格の場であるのかに注目する。具体的に言えば、恤救規則の制定後、地域の編成のあり方、つまり地方制度そのものが、1878（明治11）年の地方三新法、1889（明治22）年の町村合併、市町村制施行に伴い大きく変化するのである。第二に、県庁に提出された恤救規則適用を求める上申書・願書を分析することから、人びとがどのような経路をたどって恤救規則の適用を求めるに至るのかを、個別のケースに即して考えてみたい。

全体として、本稿は、制度の枠組みや、規則適用の手続きに注目しながら、どのような人が、どのような経緯によって恤救規則による救助を受けるに至るのかを明らかにすることを試みる。主たる材料とするのは、群馬県立文書館および国文学研究資料館に所蔵されている群馬県庁文書中の、日清戦争以前の時期の関連簿冊である⁽⁸⁾。

1. 内務省一府県間の手続

恤救規則の制定過程で、規則の法的性格が、内務省と府県の関係で論点となっていたことはすでに小川政亮の指摘⁽⁹⁾がある。重要な点であるので、確認しておきたい。

恤救規則制定の起点は、1874（明治7）年1月20日、滋賀県令松田道之が内務卿に提出した伺である。1874（明治7）年6月17日、内務卿大久保利通は太政大臣宛伺でこの滋賀県伺を太政官に進

(6) 坂江愛「恤救規則と地方救貧行政」（『神戸大学史学年報』12, 1997年）。

(7) 大杉由香「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済」（『社会経済史学』60-3, 1994年）、同「明治前期における東京の救恤状況」（『土地制度史学』39-1, 1996年）、同「都市における公的扶助と私的救済」（『社会経済史学』61-4, 1995年）。

(8) ただし、本稿で利用する史料中には、個人情報保護を理由として一部閲覧が制限されている部分がある。本稿はそのような非開示部分を除いた史料のみを対象とした分析であるという制約を有する。

(9) 小川、注3前掲論文。

達するとともに、恤救規則の制定を求めた。⁽¹⁰⁾

ただし、内務省が当初求めたのは、内務省の「内規」としての恤救規則であった。内務省は、このような窮民救助については、「不経伺所分の儀兼而御委任被成置度」として、府県から伺が提出された場合、いちいち太政官の決裁を仰ぐのではなく、内務省に権限を委任すること、その場合の判断基準となる「内規」として、恤救規則を起案し、太政官の決裁を仰いだのである。

この案件は太政官から大蔵省に下問された。そして大蔵省は、規則を内務省の「内規」とすることに反対し、「十五日乃至二十日間分規則上米高ノ割合ヲ以速ニ給与致シ置、尚内務省へ可伺出手順ヲ以更ニ一般ノ成規御設置、其段使府県へ御布達相成候方可然」と回答した。すなわち、まず府県に一定期間独断で救助する権限を与えること、そして内務省の内規ではなく、府県に公式の法令として伝達することが望ましいと主張したのである。さらに左院の審議をへて、最終的に正院が決裁した恤救規則は、内務省の内規ではなく、太政官達として、府県宛に公式に伝達され、府県の判断で給与できる期間は50日間とされた。内務省の権限問題が背景にあったと思われるが、結果的に、内務省が当初望んだフリーハンドは制限されて、恤救規則は制定されたのである。

なお、小川および赤石壽美が指摘しているように、⁽¹¹⁾内務省が伺を出した7月から、正院の決裁が下る12月8日まで、かなりの時日が経過している。この間、内務省は複数の県からの窮民救助伺を太政官に進達しており、それらは太政官の恤救規則決裁を督促する意味があったと思われる。

その一つが、1874（明治7）年5月3日に小田県から内務省に提出された次の伺である。⁽¹²⁾

窮民救助之義ニ付伺

当県管下

第十三大区小三十六区

備中国賀陽郡

横谷村農

滝本友吉亡長男

滝本総八

当一ヶ年十ヶ月

右之者実母本月七日病死致シ、兼而極貧親類身寄依頼之者も無之、真ニ無告之窮孤ニテ、村方組合之助合ヲ以今日迄取続来、最早扶助も行届兼、且夕飢餓ニ迫り候旨戸長共ヨリ歎出、取調候処相違無之ニ付、差向玄米式合宛日数十五日分下遣置候得共、右孤児ニ而向後生育之目途も

(10) 「公文録」明治七年・第八十六卷・明治七年十二月・内務省伺（一）（国立公文書館所蔵，公01102100）。

(11) 赤石壽美「明治初年の窮民救助立法の構造（4）」（『静岡女子大学研究紀要』14，1980年）。

(12) 「公文録」明治七年・第八十七卷・明治七年十二月・内務省伺（二）（国立公文書館所蔵，公01103100）。

不相立候間、救済之方法相立候まで、何卒格別之御憐愍ヲ以、棄子御救助之成規ニ準シ御扶助御下渡相成度、此段相伺候也

明治七年五月廿三日

小田県参事益田包義

小田県権令矢野光儀

ここで対象となっている滝本総八は、母が死亡したのち養育者が不在の孤児である。小田県は、適用すべき法令がないので、棄児養育米給与方の規定を準用することの許可を求めている。棄児であれば棄児養育米給与方（1871（明治4）年6月20日太政官達）が適用されるが、棄児でない孤児にはそれに相当する法令がなかったことは、近世—近代移行期の棄児取り扱いをめぐる問題として興味深い論点であるが⁽¹³⁾、ここではそのことを指摘するにとどめる。ただし、ここでは孤児という、「家」を欠く個人を救済することが問題となっていることを、後論とかかわって確認しておきたい

この小田県伺を内務省が太政官に進達したのは11月28日である。内務省は「先般伺置候恤救規則中ニハ、一時米五俵被下ノ積リニ候得共、未タ何等ノ御裁下モ無之候ニ付、先以県官申立之通棄児養育ノ規則ニ比準シ救助取計候様致度」と述べている。おそらく恤救規則裁可の催促の意味であろう。左院内務課の調査案に基づき、12月13日に、正院は小田県伺の通り、棄児養育米給与方を準用せよと指令するが、その後書類の回送を受けた太政官外史は、すでに12月8日に恤救規則が裁可されていることから、当該案件は恤救規則に基づき処置すべきであると付箋をつけて左院内務課に書類を戻し、改めて「伺ノ趣窮民恤救規則ニ照シ処分可致候事」という指令が作り直されている。このような混乱がみられるが、滝本総八一件は、「旦夕飢餓ニ迫り」という伺を小田県が提出してから、内務省が太政官に上申するまで6ヶ月、さらに太政官がそれを決済するまで2週間を要している。その間の滝本総八の置かれていた境遇や指令後の措置については明らかではない。窮民救助の問題が、この時期内務省の専決権限の範囲をめぐる課題として、当の生活困難者を置き去りにして、中央で争点化していたらしいことをうかがわせる。

さて、1874（明治7）年末に恤救規則が制定されると、翌1875（明治8）年7月3日に、内務省乙85号達として窮民恤救申請箇条という法令が制定される。これは、恤救規則の施行細則ともいえるべきものであるが、府県が内務省に規則適用を上申する際の、精密な調査を求め、恤救規則の「痲疾」「疾病」「老衰」「幼年」であれば自動的に救助対象となるわけではなく、「市村」ないし「隣保」の救済が優先すること、また、規定額全額を支給するのではなく、近隣の救済の不足分を補助することを規定するなど、全体として制限を強めたものである。

この申請箇条が制定されたのは、本来「内規」として制定するつもりだった内務省の不满による

(13) 赤石壽美「明治初期棄児養育立法の性格」（杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』、敬文堂、1992年）、平井雄一郎「『区内預り』から『養育院』へ」（『社会経済史学』61-6、1996年）、沢山美果子『江戸の捨て子たち』（吉川弘文館、2008年）。

こともまた小川政亮が指摘する通りである。⁽¹⁴⁾申請箇条の制定を求めた1875(明治8)年5月31日の内務卿大久保利通上申は次のように述べている。⁽¹⁵⁾

先般無告窮民賑恤之儀、唯当省内規則ノミニ備ントスルノ趣意ヨリ上申セシ処、何等御都合モ之レアリシヤ、客冬第百六拾貳号ヲ以テ一般ノ公布ニヨリ、各地方ニ於テ右規則中ノ名義ニ適セルモノハ一同恤救取計、其申牒陸續相踵、既別紙酒田、岡山、北条ノ三県ト雖、頗ル多員ニ及ヒ、固り無知無告無慚ノ小民ニ至テハ、一時ノ究迫ヲ口実トシ、規則ニ相当セルハ必ス政府ニ就テ救助ヲ乞ヘシ、此等ノ類一般ニ給与スルモノトセハ、全国中規則ノ名義ニ相当セル者幾許ソ、豈枚挙ニ遑アラシヤ、政府何ヲ以悉ク支給スルニ堪ン、抑恤究ノ則タルヤ人民保護上仁恵ノ御趣旨ヨリ、無告ノ小民、目下凍餒ニ迫ルヲ觀ルニ不忍、一時不得止施行スルモノニシテ、若シ之ヲ以テ通常一般ノ典故ト看做ハ、其弊ヤ遂ニ天下ノ小民ヲシテ勤勞貯財ノ念ヲ拒絶スルニ至ル可シ、夫レ人民健壯ノ時ニアツテ勉強耐忍其生計ヲ営ミ、節儉以テ余財ヲ蓄ントスルヤ、一ハ老病患難ノ不慮ニ備ルニアリ、一ハ子孫ノ計ヲ為スニアリ、然ルヲ今政府ニ於テ恤究ノ法ヲ確立シ、貧弱老衰必ス救恤スヘキモノト示サハ、新タニ政府過大之冗費ヲ増スノミナラス、人民ヲシテ自然不慮ニ備ルノ務ヲ怠リ、独立ノ心ヲ失ヒ、特ニ政府ニ倚頼シテ、己レカ老病貧弱ヲ救ハシムルヲ以テ慣習トナサン

内規ではなく一般に公布されたことにより申請が相次ぎ、財源不足が危惧されること、および救助が一般化することで人民の「独立ノ心」が失われると指摘している。財源論と窮民＝惰民論に基づく救助の制限の根拠づけである。

小川政亮は、この内務省伺に対し、太政官が、「伺之趣昨七年第百六拾二号達之儀ハ目下難差置之貧民救助申請中、終ニ鬼籍ニ入ル等之患ナカラシメン為メ、予シメ其処分ヲ差示候儀ニテ、固ヨリ一般ノ公布ニハ無之候条、此旨相心得、其省ヨリ県官心得迄ニ達方可取計事」と指令したことをもって、「実質的には公布取消に近い意味」をもったと指摘する。ただし、厳密にいえばこの評価は妥当ではない。

そもそも、恤救規則＝明治7年太政官達162号は、府県庁宛の「達」である。当時の法令形式において「達」とは宛先のある命令であって、全国民向けに出される「布告」「布達」とは異なり、恤救規則は府県より下のレベルに伝達されることを想定していない。1874(明治7)年段階での内務省の意向は、府県庁にさえ伝達しない、内務省の「内規」として恤救規則を定め、さらに太政官ではなく内務省が判断する案件として、内務省での決定の一元化をめざすものであった。

(14) 小川、注3 前掲論文。

(15) 「公文録」明治八年・第二百六卷・明治八年六月(国立公文書館所蔵、公01508100)。

ただし、達は、「内規」と異なり、いったん府県宛に出されればその存在自体は公開のものとなる。たとえば太政官記事印行御用を命じられていた『東京日日新聞』は1874（明治7）年12月12日1面の「太政官記事」欄に、恤救規則の全文を掲載している。恤救規則申請箇条＝明治8年内務省乙第85号達もまた、府県宛達であり、内務省の内規ではない。内務省伺に対し、この上申を勘査した内史内務課の指令案は「伺之趣聞届候条、達方之儀ハ県官心得迄之内達ニ可取計事」であり、申請箇条を「内達」とするもので、内務省の意向もそのようなものであったと考えられる。しかし、実際には申請箇条は乙第85号という番号をもつ府県宛の達として出されるのであり、非公開のものとはならず、民間出版の法令集等にも収録されている⁽¹⁶⁾。内史内務課勘査を覆したのは正院レベルであると思われ、その経緯は明らかではないが、内務省は、できるかぎり救済の基準を内務省ないし府県庁で秘匿しておきたいという試みにここでも成功してはいない。

形式的には、府県が、太政官・内務省などの中央から発せられた達をその管内に周知するかどうかは、府県の判断に委ねられる。小川政亮⁽¹⁷⁾と赤石壽美⁽¹⁸⁾が指摘する通り、府県によって恤救規則を管内に示したかどうか、またその示し方には差異が生じている。筆者が見出した事例を補足すれば、東京府では、1875（明治8）年3月25日に、「別紙太政官第百六十（「二」脱カ——引用者）号ハ官庁限之御達ニ有之、殊ニ庁下ハ養育院兼テ御取設ニ付、一般御布達ニハ不相成、戸長心得迄一覽致候様、庶務課御談ニ付、御達申候也」と、養育院の存在を理由として、一般には恤救規則を公布しないこと、一方で、庶務課の判断で戸長までは伝達していることがわかる⁽¹⁹⁾。

以上を整理すれば、恤救規則およびその施行細則としての窮民恤救申請箇条は、広く人民に公布・周知されるものではなかったが、正式の達として府県に伝達され、内務省と府県は、それらが一応公開された規則であるという前提のもとで、その運用にあたることになる。両法令に従えば、府県は、対象者について恤救規則以外の救済手段がないことを十分調査した上で、50日間については府県の判断で規則対象者の救済をおこなうことが可能であり、救助の実施について事後報告をおこない、50日を超えて救助を継続する場合は内務省の判断を仰ぐことになる。

その後、府県の専決処分権は拡大してゆく。1876（明治9）年内務省乙49号達は、50日を超える救助についても、例規に従う場合は伺に及ばず、3ヶ月ごとの報告でよいとした。この段階でも、一家で複数人を救助する場合は内務省に伺を出すという手続きは残ったが、1886（明治19）年3月12日の内務省令第1号で、これについても府県に委任され、事後報告となった。ただし内務省は、同

(16) 管見の限り、1877（明治10）年8月刊行の長尾景弼編『官省規則全書 自第三十六編至第三十八篇』（博聞社）には、内務省乙第85号達が収録されている。

(17) 小川、注3前掲論文。赤石壽美「明治初年の窮民救助立法の構造（5）」（『静岡女子大学研究紀要』15、1981年）。

(18) 赤石、注17前掲論文。

(19) 「総御達之簿」（『東京府文書』、東京都公文書館所蔵、607.B6.03）。

時に出された府県宛訓令⁽²⁰⁾では、「尚一層精密ノ調査ヲ遂ケ可成官救ヲ仰カス、区町村又ハ隣保等ニ於テ救助セシメンコトヲ要ス」と釘をさすことも忘れていない。

このように、内務省の当初の意図であった、内務省内で、外からはまったく基準がうかがえないままに生活困難者の救助可否が決せられるという方針はいったん否定され、一応その存在は広く知られたものであることを前提として恤救規則は運用される。そして、府県専決権が順次拡大してゆくことは、結果的に恤救規則適用件数の増加に従い、内務省が一々その可否を判断することは不可能となり、府県レベルに運用が委ねられたことを意味している。明治 20 年代には政府・内務省が恤救規則に代わる法令（窮民救助法案）の制定を模索しはじめることを考え合わせれば、⁽²¹⁾ 恤救規則の性格を制定時点の内務省の意図のみに帰して理解するのは適当ではないことに注意しておきたい。

2. 町村一府県間の手続

さて、次に町村と府県のあいだの手続きを、群馬県を例に検討してみたい。群馬県（ここでは 1876（明治 9）年 8 月 21 日に、熊谷県が分割されて成立した第二次群馬県のことを指している）では、その前身の熊谷県時代を含めて、恤救規則が県内一般に布達された形跡はない。

ようやく 1881（明治 14）年になって、同年 8 月 31 日丙第 81 号達⁽²²⁾が、「済貧恤窮願出候節ハ自今郡長・警察署長協議ノ上連署ヲ以救助方具申可致旨相達候事、但上申取調方ハ最初着手シタル郡役所又ハ警察署ニテ担当スヘシ」と、警察署長と郡長の連署による具申を定めているが、これは残された県庁文書から見ると、すでにおこわれている慣行を法令化したという性格のものである。

県庁文書に見る手続きの一例として、1880（明治 13）年 12 月に老衰として恤救規則適用が決まった利根郡沼須村金井なみのケース⁽²³⁾を挙げておこう。

金井なみの場合、適用申請の起点は居村戸長であった。次に掲げるのは、1880（明治 13）年 11 月の戸長代理上申書である。

貧窮人之儀ニ付上申

利根郡沼須村

六番宅住居

農 金井なみ

一老衰

(20) 福富善寿編『社会事業法規便覧』（社会事業法規便覧発行所、1926 年）。

(21) 窮民救助法案については、注 2 前掲書のほか、古田愛「明治 23 年窮民救助法案に関する一考察」（『日本史研究』394、1995 年）を参照。

(22) 『群馬県布達全書 明治 14 年 後編下』（1882 年）。

(23) 「恤救」（『群馬県行政文書』、群馬県立文書館所蔵、明 96）。

十三年十一月八十年十一ヶ月

一 家族無之

一 所有物 宅地七畝拾歩
此地価拾八円拾銭貳厘
家屋 間口三間
奥行貳間三尺

一 職業 現実之業老衰故当今ニ至テハ一切不仕

一 親族壱戸 同郡戸鹿野新町貧困之者

星野清助

右之者元来貧困ニシテ老衰之上独身、本年夏中迄ハ野菜物等沼田市中江背負売捌漸々日々之糊口罷在候処、本年益相衰ヒ小商等も難相成、加ルニ諸物価高直旁必至困窮罷在候得共、前書親族ノ者モ至テ貧困ニシテ、方今ニ至テハ手伝救助等モ行届兼、組合等ニ於テモ此上救助難相成、此儘打過候ハ、飢渴ニ可及ハ顯然ニテ、実ニ憫愍然之次第ニ付、御救助相成候様仕度、此段上申候也

右村

戸長病氣ニ付代理

用掛 金井里吉 (印)

明治十三年十一月
楫取群馬県令殿

戸長代理から、当人の状況と、近隣の救助が不可能であることを述べ、救助を請う上申書が県令宛に提出されている。

ところが、これより早い日付の、10月28日付で、沼田警察署詰探偵掛による「探偵書」が作成されている

貧婦探偵書

上野国利根郡沼須村

寡婦

金井なみ

八十年十一ヶ月

右之者儀、寛政十二年正月生ニシテ、八十年余ニ相成、種々不仕合打続キ、独身ニテ極貧ニ陥リ難渋致居候始末ハ本年八月中詳細探偵書ヲ以テ具申致置候処、尚目今之暮シ方等實際探偵之義被申付候ニ付、事実左ニ具状致候

一 宅地七畝拾歩、此地価金拾八円拾銭、家宅ハ先年焼失、後親類組合ノ助力ニテ小家補理居住致居、外ニ所持等無之ヨリ質地書入等ニモ不致所有致居候事

一本人実女壱人有之、隣村戸鹿野新町村星野清助方へ嫁シ候者モ極貧ナカラ、農事手伝其外総テ助力致居候処、現今ニ至リテハ子供多ニテ家内七人暮、日雇稼等致シ居目家（ママ——引用者）之活計ニ日々追ハレ候義ニテなみへ救助ハ勿論、手伝等行届兼候モノニ有之事

一本人なみ儀八十年以上ノ老衰ナガラ、一戸相立、当夏中迄ハ青物・野苧等取り、沼田市中背負参り売捌キ、幽カニ露命ハ繫ヲ居候得共、当今ニ至リ候テハ老衰ノ余リ、身体疲労、加ルニ諸物価高直ノ処、本年九月三日之大風雨ニテ居宅ノ屋根吹荒サレ、住居不相成ニ付、隣家組合其他ノ者モ憫然之事ニ思召協議之上、金円ヲ集メ、屋根修繕致遣シ候得共、米穀等非常之高直ナルヲ以テ目今ハ銘々自家ノ活計ニ苦ミ、救助致候者一切無之義ニ有之候、実ニ憫然ナル者ト近隣一同唱へ居申候

右目今ノ現況見聞之儘具申致候也

沼田警察署詰メ

探偵掛

明治十三年十月廿八日

永井清次郎（印）

九等警部池内進六殿

探偵掛の探偵書は、所有財産、住居の状況、娘の嫁ぎ先などについてリアルな描写を伴うもので、実際に実地調査がなされたことがうかがわれる。

探偵書のなかに、8月中に詳細探偵書を提出し、その後再び調査を命じられたとあることから、金井なみ一件は何らかの事情で、二回目の上申であったと思われる。戸長の上申書日付が探偵書の日付より遅いのもそれと関係していよう。通常は、戸長上申があり、警察署が探偵書を作成し、郡長・警察署長連名で一連の書類が県令（のち県知事）に上申され、県庁内で決裁がなされて救助許可の指令が下りるとというのが定型的文書処理である。金井なみ一件の場合、利根郡長が12月11日に県令宛に上申書を提出、12月15日、県庁から年米1石8斗分の支給を認める指令が郡長宛に出されている。

ここから読み取れる手続き上の特徴は二点ある。一点目は、恤救規則の適用を申請するのは本人ではなく戸長だということである。少なくとも金井なみのケースでは本人の出願書類は県庁文書のなかに残っていない。第二に、申請には警察が介在することである。警察の調査のなかで、本人の生業や状況などがかなり詳しく報告され、それに基づいて郡役所が判断を下していると思われる。県庁文書中に残されているケースは大部分が恤救規則の適用が認められたケースであり、おそらくそれ以前に、郡役所・警察署で申請の選別がおこなわれているのであろう。

さて、このうち第一の、申請者が戸長である点について他のケースから検討してみたい。次に掲げるのは、1884（明治17）年6月13日付の、下室田村今成金五郎救助にかかわる西群馬・片岡郡長および高崎警察署警部からの上申書である。⁽²⁴⁾

本年四月中郡内下室田村今成金五郎救助之儀同村戸長ヨリ出願ニ付進達候処、明治十四年本県丙第八拾壹号達ニ依拠セス、且願書本人ヨリ差出サシメ、戸長并隣佑具状書等ヲ添付セシムル方穩当之旨、庶丙第三一八号以テ御達ニ付、則警察署へ協議再調候処、事実相違無之相聞候条、願意御採用相成度、此段上申候也

十七年六月十三日

西群馬・片岡郡長 吉見邦直（印）

高崎警察署 警部 伊藤重明（印）

この上申書によれば、当初、願書は戸長から出願されたが、戸長ではなく、本人から出願させ、戸長と「隣佑」、つまり近隣住民からの具状書を添付して提出するようにとの指示が、県庁から郡役所と警察署にあったことがわかる。つまり、この時期に、県庁は戸長出願ではなく本人出願を原則とすることに方針を定めたことになる。

それ以前から本人が出願している例は存在する（たとえば、1881（明治14）年12月27日の那波郡連取村加藤とよ「御救恤願」⁽²⁵⁾がそうである。もちろん、本人自筆かどうかは明らかではない。出願名義が本人であるということとどまる）。しかし、管見の限り、この1884（明治17）年の指示以前にこのような指示は見当たらず、戸長の上申書以降の書類が残されているケースが多い。特段の規則はなかったが、多くの場合戸長が出願していたと思われる。1884（明治17）年以降、本人名義の出願を原則とするように県庁が方針を改めた可能性が高い。

ここでは、本人出願が原則となる1884（明治17）年6月という時期に注目しておきたい。この時期は、1884（明治17）年5月に地方制度の改革がおこなわれた時期と符合する。⁽²⁶⁾この地方制度改革は、戸長を官選化すると同時に、500戸に1戸長役場を原則とする連合戸長役場制を導入するものであった。つまり、各村と戸長を切り離し、各村民の個別利害と区別された一定の空間の共通する利益の執行者として戸長を位置づける改革であった。これは、村役人の年貢立て替えに集中的に表現されるような、近世村請制村下での村役人のあり方を最終的に解消した。松方デフレ下でおこなわれたこの改革は、地租改正によって村請制が解体されたのちも、慣習的におこなわれていた戸長の租税立て替えが、戸長の負担となり、戸長の就任辞退が続出していた事態への対応として実施されたものであったが、こうした背景をもつ地方制度改革による戸長の位置づけの転換と、恤救規則適用の戸長出願から本人出願への転換は、政策的に直接の関連性があるかどうかはさておき、論理的には相即している。村請制的な連帯責任の論理のもとでは、村の代表者たる戸長は、村内の生活困難者の救助につとめたのち、「村でこれ以上この者を救助し続けることは、村全体の負担が大き

(24) 注 23 前掲史料。

(25) 注 23 前掲史料。

(26) 以下、1884（明治17）年の地方制度改革の位置づけについては、松沢裕作『明治地方自治体制の起源』（東京大学出版会、2009年）を参照されたい。

なりすぎるので、恤救規則によって救助してほしい」と願い出ることになる。これに対し、村請制の論理が解除されたもとの戸長は、本人出願を待たずして、恤救規則適用を出願する必要はない。困難に陥っているのは本人なのであって村ではない。これは村請制の解体後には戸長は租税納入困難に陥った者の租税を立て替え上納する義務はないのと同様である。したがって、恤救規則適用の論理は、本人が、「村ではもう救済してくれないので、救済してほしい」と訴えることから開始されることになるのである。

念のために付け加えておけば、本稿は、実態的に村・近隣の救助がこの改革の前後で大きく変わると主張するものではない（一方、その可能性も否定できない）。かつ、本人出願となったのちも、戸長（町村長）や近隣の添書は必要とされるのであるが、規則適用の起点がどこにあるのかという相違をここでは問題にしている。そして、おそらくそのことは、論理的には町村および近隣住民にかかる生活困難者救助を求める圧力の強さに関係してくる。つまり、本人出願ではなく戸長出願であれば、出願に至るまで、戸長および村内近隣住民が救助に努力し、それが限界に達したことを県庁に訴えるわけであるから、村と近隣の救助への努力がより強く求められることになる。それに対し、本人出願の場合には、前提となるのは出願に至るまでの本人の努力であって、周囲の救助は、感謝とともに記されるべき事項であっても、出願の条件として記されるべきものではなくなる。⁽²⁷⁾

このような出願手続きの変更が各府県に共通してみられるのか否かは現在のところ判断できないが、本稿では、管見の限りで、他県の法令を参考までに掲げておきたい。

静岡県では、1876（明治9）年の時点では、戸長・副戸長が連名で上申し、大区区長と小区副区長が奥書・奥印をした形態の恤救規則適用願書が確認される（1876（明治9）年5月12日付、島田宿松本キヨ、松本セイにかかわる「区内窮迫ノ者御救助願」⁽²⁸⁾）。これが、1886（明治19）年7月29日に定められた同県の「恤救願書取扱手続」⁽²⁹⁾では、「無告ノ窮民、疾病・老衰等ノ事故ニ依リ出願セントスル者アルトキハ、其願書ハ戸主（一時戸主ヲ欠クモノ又ハ戸主逃亡等不在中ニ係ルモノハ其本人、及ヒ幼稚者ハ後見人或ハ隣佑ノ者）ヨリ事情及住所身分職業等ヲ詳記差出サシムヘシ」となり、戸主出願が明文化される。この願書に加えて、「隣佑戸主三名以上連署シ、出願者ノ事情無相違旨ヲ証明シ、住所姓名ヲ記シ、捺印シタルモノ」である「隣佑証明書」が必要であり、出願を受けて、「戸長之ヲ調査シ、相違ナキニ於テハ之ニ戸籍写式通ヲ添付シ、成規ノ順序ヲ以テ差出スヘシ」と規定されている。

兵庫県では、1883（明治16）年3月17日に出された乙第25号達（郡区役所・戸長役場・衛生委員宛）において、「戸長・衛生委員ハ其部内ニ於テ恤救ヲ仰カサルヲ得サル者アル時ハ、詳細其趣ヲ具状シ、無告赤貧ノ窮民ヲシテ、飢餓ニ斃ル、ノ惨状ナカラシムヘシ」と、戸長・衛生委員出願を原

(27) このことは、仮に租税の立て替えがその後もおこなわれたとしても、それは「徳義」の領分に属するものであるほかない、という注26拙著の主張に対応している。

(28) 「静岡県史料」県治紀事本末1（明治元一七年）（国立公文書館所蔵、内閣文庫府県史料静岡1）。

(29) 佐野城東郡役所『現行静岡縣令達類纂 上巻』（1890年）。

則としている。ところが、1893（明治26）年訓令第90号によって、この条に「前項ノ具状ヲ為スハ窮民ヨリ（親戚アルモノハ親戚一同連署ノ上）、其具状方ヲ願出タル者ニ限ル」という本人出願の項が付加される⁽³⁰⁾。

山形県の場合では、1884（明治17）年8月乙第78号布達⁽³¹⁾が、「無告ノ窮民ニシテ救助願出ル者ハ、隣保二人以上（隣保無之トキハ親族）ノ保証ヲ得、戸籍相添、戸長・衛生委員連署、郡役所ヲ経テ県庁ヘ可願出、此旨布達候事、但廢疾及疾病者ナラハ必ス医師診断書ヲ添フヘシ」と規定している。山形県のこの法令は「布達」であるため、県下一般に周知されたものである。それ以前の手続きは不明だが、1884（明治17）年に、本人出願と、隣保の保証、戸長・衛生委員の連署という形式を定めたことがわかる。

以上、三県の事例にすぎず、また時期に相違はあるものの、戸長出願から本人出願へという流れは他県でも確認される。

それ以前から本人出願が皆無でなかったことは、群馬県庁文書からも知られることは先に触れたが、1881（明治14）年の『公用作文例⁽³²⁾』という公用文の例文集に、次のような本人出願の願書の例が載っていることからそれはうかがえる。ただし、これは実際に対象者が書くためのものというよりは、戸長などが代筆する場合を想定した書物であろう。定型文例であり、かつ四名の同時救済という、実際に用いるときには取捨選択することを前提としたものである。

余ノ家族老幼・廢疾ノ者恤救願

私儀何年何月中ヨリ何病相煩療養候得共、日増ニ身体疲労ヲ生ジ、起居自由ナラズ、家素ヨリ貧窶ニ候処、如斯長病ニ罹リ候ニ付、家財諸具ハ悉皆売却シ今日迄生計相立候得共、此向キ最早生活ノ目途無之、且妻某ハ何月中ヨリ樛毒症ヲ患シ病床ニ在テ一身ノ事サヘ弁ゼザルノ危篤ニ陥リ、其他父某ハ七十年二月、男某ハ未タ十五年未滿ノ幼弱、殊ニ兩人共病身ニテ常ニ服藥致シ居リ、何等ノ産業モ営ム不能、且他ニ保育ヲ受ル者モ無之、困窮茲ニ極リ、一家餓死ニ垂トスルノ場合ニ付、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ、私又ハ妻某ノ内執カ全快迄一家四名ノ者ヘ御救助被下度、依之医師診断書并戸籍写相添此段奉歎願候也

年月日

姓名（印）

(30) 兵庫県『類聚 兵庫縣法規大全 下巻 第十三類～第十七類』（1905年）。

(31) 岸重節編・佐藤直中閔『山形県令類纂 上』（鳴時社、1887年）。

(32) 市岡正一『公用作文例 規則摘載 卷1』（1881年）。妻が「樛毒症」=梅毒であることが定型文例に記載されている点には注目すべきかもしれない。大正期の群馬県の統計から、性感染症（「花柳病」）の拡大状況を明らかにした友部謙一は、遊郭での花柳病に感染した男性客が居住町村に性感染症を拡大させるメカニズムの存在を指摘している「近世・近代日本の花柳病（梅毒）・死流産・出生力の因果関係をめぐって」（『近代日本研究』34、2017年）。

表1 全国の恤救規則者適用人数（年度末人員）

	廢疾		疾病		老衰		幼弱		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計
1880年7月～1881年6月	567	507	653	815	632	921	332	249	2,184	2,492	4,676
1882（明治15）年	1,396		1,828		1,671		1,152		6,047		
1883（明治16）年	1,390		1,803		1,650		1,175		6,018		
1884（明治17）年	1,531		2,089		1,670		1,623		6,913		
1885（明治18）年	2,063		3,703		2,402		3,006		11,174		
1886（明治19）年	1,329	1,106	2,245	2,624	1,240	1,631	2,713	1,937	7,527	7,298	14,825
1887（明治20）年	1,365	1,092	2,197	2,836	1,192	1,644	2,778	2,095	7,532	7,667	15,199
1888（明治21）年	1,369	1,110	2,249	2,651	1,141	1,569	2,599	2,033	7,358	7,363	14,721
1889（明治22）年	1,333	1,121	2,175	2,712	1,144	1,546	2,332	1,882	6,984	7,261	14,245
1890（明治23）年	1,448	1,267	2,724	3,563	1,493	2,002	2,735	2,256	8,400	9,088	17,488
1891（明治24）年	1,501	1,370	2,783	3,837	1,553	2,175	2,774	2,289	8,611	9,671	18,282
1892（明治25）年	1,521	1,406	2,855	3,904	1,664	2,365	2,669	2,162	8,709	9,837	18,546
1893（明治26）年	1,542	1,414	2,819	3,871	1,695	2,394	2,459	1,951	8,515	9,630	18,145
1894（明治27）年	1,533	1,358	2,906	3,970	1,724	2,509	2,265	1,823	8,428	9,660	18,088

出典：『戸籍局第6回年報』（1880年7月～1881年6月）、『統計年鑑』各年度

注：1880年7月～1881年6月の数値には、沖縄、京都、千葉、栃木、堺、岩手、岡山、福岡、沖縄の各県を含まない。

3. 受給者の様相

(1) 数値的概観

先行研究で指摘されているところでもあるが、まず、恤救規則適用者の状況を数値的に確認しておこう。表1は、全国の各年度末時点での恤救規則適用者数を示したものである。

総数の傾向をみると、1884（明治17）年～1885（明治18）年のあいだ、つまり松方デフレの最中に段階を画する増加があり、1890（明治23）年から1891年（明治24）にかけてもう一段階増加がある。1890（明治23）年は米価騰貴によって、生活困難者が多数発生したことが問題となった年である。⁽³³⁾

男女比に着目してみると、総数では、1886（明治19）年を除いて、女性の方が多く、その差は開いてゆく傾向にある。受給理由別にみると、疾病と老衰では女性が男性より多く、廢疾と幼弱では男性の方が多い。特に1890（明治23）年以降、女性の疾病が急増するがその要因は明らかではなく、今後の課題としたい。

次に、群馬県について受給者数の変化を概観しておこう（表2）。なお、群馬県は、1880（明治13）

(33) 大川啓「近代日本における「慈善」と「不穩」」（『歴史学研究』804, 2005年）。同「民衆運動の近代社会」（『日本史研究』690, 2020年）。

表2 群馬県の恤救規則適用人数（理由・男女別、各年度末）

	廃疾		老衰		疾病		幼弱		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計
1879年	3	2	2	7	0	3	0	0	5	12	17
1880年	1	4	4	6	0	2	1	5	6	17	23
1881年	2	5	4	6	1	2	4	2	11	15	26
1882年	2	6	5	6	0	1	1	5	8	18	26
1883年	2	6	5	5	0	1	1	4	8	16	24
1884年	3	6	4	4	1	1	3	4	11	15	26
1885年	2	4	2	4	1	3	2	2	7	13	20
1886年	3	4	2	3	3	2	3	1	11	10	21
1887年	3	4	2	3	3	2	6	2	14	11	25
1888年	5	2	2	4	1	5	6	3	14	14	28
1889年	4	4	4	5	1	2	5	1	14	12	26
1890年	2	6	4	6	3	3	8	4	17	19	36
1891年	2	6	2	5	2	3	6	2	12	16	28
1892年	2	7	1	4	3	2	5	2	11	15	26
1893年	2	5	2	4	3	3	4	1	11	13	24

出典：『群馬県統計書』各年度

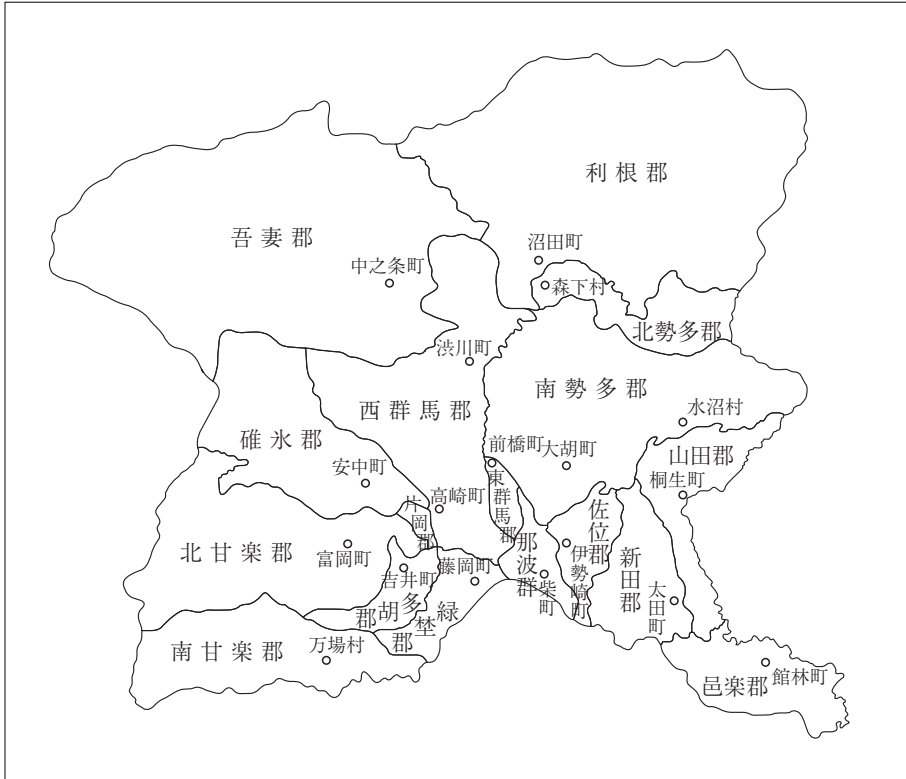
表3 群馬県恤救規則適用者数および救助率（郡市別）

	1884年			1890年			1893年		
	救助者	現住人口	救助率 (%)	救助者	現住人口	救助率 (%)	救助者	現住人口	救助率 (%)
東群馬郡	0	19,952	0.00	0	39,150	0.00	0	7,873	0.00
前橋市	—	—	—	—	—	—	0	22,793	0.00
西群馬郡	7	108,430	0.06	7	125,913	0.06	8	147,192	0.05
（内高崎）	(5)	(16,895)	0.30	(1)	(24,246)	0.04	(2)	(26,638)	0.08
片岡郡	2	3,113	0.64	2	3,526	0.57	1	3,635	0.28
多胡郡	0	11,027	0.00	0	12,950	0.00	0	13,581	0.00
緑埜郡	0	27,096	0.00	1	32,656	0.03	1	34,134	0.03
南甘楽郡	0	9,589	0.00	0	10,828	0.00	0	11,058	0.00
北甘楽郡	0	55,560	0.00	1	63,847	0.02	0	66,619	0.00
碓氷郡	7	45,921	0.15	6	54,971	0.11	6	56,820	0.11
吾妻郡	0	38,290	0.00	2	42,037	0.05	0	42,810	0.00
利根郡	6	35,406	0.17	7	40,621	0.17	4	41,677	0.10
北勢多郡	1	5,166	0.19	0	6,051	0.00	0	6,132	0.00
南勢多郡	0	70,531	0.00	0	74,210	0.00	0	73,212	0.00
那波郡	1	20,345	0.05	1	23,735	0.04	0	24,471	0.00
佐位郡	0	32,599	0.00	1	37,322	0.03	3	36,665	0.08
新田郡	0	43,860	0.00	2	49,716	0.04	0	49,342	0.00
山田郡	0	43,894	0.00	4	56,465	0.07	0	50,781	0.00
邑楽郡	2	65,424	0.03	2	70,917	0.03	2	74,380	0.03
合計	26	636,203	0.04	36	744,915	0.05	25	763,175	0.03

出典：『群馬県統計書』各年度

注：前橋は1892（明治25）年に市制が施行され、東群馬郡から分離。

図 群馬県略図



年から 1893 (明治 26) 年の平均救済率が、全国平均の半分以下であり、1885 (明治 18) 年段階での救済率は 42 道府県中 36 番目⁽³⁵⁾と、恤救規則適用者が少ない府県に属する。

総数が少ないため、はっきりした傾向を読み取ることは難しいが、松方デフレ期と、1890 (明治 23) 年米価騰貴期に総人数が増加することは看取できる。一方、男女比については、全国的傾向とはやや異なり、1880 年代前半までは女性の方が多く、以後男性の受給人数の方が多い。ただし、理由別にみると、老衰カテゴリーで女性が男性を上回る傾向にある。

次に、群馬県内の地域ごとの相違に注目してみよう。表 3 は、1884 年、1890 年、1893 年の三年に注目して、郡市ごとの恤救規則適用者数および救助率を各年度末人員によって示したものである。これも少ないサンプル数で、かつ一度救助対象となれば、「疾病」カテゴリー以外は死亡するまで受給する者が多いため意味ある数値であるかどうかは断言できないが、西群馬郡高崎町と、それに隣接する片岡郡の人数が多いこと、しかし高崎町の人数は減少してゆくこと、一方で、碓氷・利根両

(34) 大杉，注 7 前掲「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済」。

(35) 池田，注 4 前掲書。

郡で、人口に比して救済人数が多いことがうかがえる。地域の特徴と恤救規則適用者数の関係については今後の課題としておきたい。

(2) インフレと士族

次に、恤救規則の適用を受けた人びとがどのような背景を有していたのか、県庁文書中の個別のケースに即してスケッチを試みたい。

全国的には松方デフレ期に受給者が増大することは先に見た通りだが、個別には、それに先立つインフレによる物価騰貴も、都市住民や飯米購入層にとっては打撃となることは当然である。県庁文書中にも、物価騰貴を生活困難の背景として挙げる願書は複数みられるが、特にここでは士族の生活困難の事例を検討してみる。

次に掲げるのは、1881（明治14）年3月高崎駅明石町の士族岩本友平（妻イツと同居）の救助⁽³⁶⁾についての高崎駅戸長上申書である。

右之者義去ル明治七年四月中商業ノ目途ヲ以テ家禄六石奉還仕、老衰故自然破産、妻聊ノ出稼ニ而其日ヲ糊口シ候処、昨秋中ヨリ枯勞症次第二相募、手技出稼モ相成兼当今必至難洪之趣ニ相聞候間、薬用手当之義、駅内衛生費之内ヲ以相払、其地近隣有志之者より多少補助致遣候得共、追々米価騰貴ノ折柄、此上無際限補助モ相成兼、前頭ノ通極貧老衰ノ者ニシテ憫然ノ至ニ付、何卒特別之御詮議ヲ以、友平へ相応之御救助被成下度、別紙診断書相添此段上申仕候也

岩本友平は1874（明治7）年に、政府の家禄奉還奨励に応じて家禄を奉還し、一時金を手に入れたが、「老衰」により破産、その後は妻の「出稼」で生計を立てていた。しかし、妻も病気で働けなくなり、高崎駅協議費のうち衛生費から医療費の支給を受け、また近隣有志の「補助」によって生活を続けてきたが、米価騰貴によってそれが困難となったとして、戸長から同人の恤救規則適用が上申されている。

困窮している士族が、戊辰戦争負傷士族の場合もある。以下は1880（明治13）年10月付、旧館林藩士で館林町居住の佐藤清松（本人名義）の上申書⁽³⁷⁾である。

右奉歎願旨趣ハ去ル戊辰ノ役朝敵追伐ノ官軍ニ従事シ、奥州簀卷ノ嶺戦争ノ際、炮疵ヲ受ケ、同州中村病院ニテ療用、后チ東京大病院ニ於テ厚キ御手当被成下置候得共、行歩不相叶、終ニ痼疾トナル、因テ旧藩主ヨリ終身年金拾五円並式人扶持下シ給ト雖モ、独身ニテ家事向差間候間、

(36) 注 23 前掲史料。

(37) 注 23 前掲史料。

介抱ノ為婦妻ヲ貰ヒ両三年差置候ニ、事故有テ離別シ、尚独身トナル、依テ一時ノ雇人等差置候得共、諸色追々高価ニ至リ活計難相立難渋ノ折柄、御旨意ヲ奉戴シ、明治十五年式人扶持奉還、且年金ノ義ハ御達ニ基キ仮リ公債証書御下附ヲ旧主家ヘ乞願ノ処、同十一年一月拝受シ則売却、価格金五拾壹円六拾六銭受取座食仕候ヨリ、月ニ日ニ困苦ニ迫ルト雖モ、廢疾ノ身分故農工商ノ力食難相叶、外営業ノ目的ナク兎角親族共ノ助情ヲ受ケ候得ハ、此上ノ助力ハ無之、乍去旧主家ヘ歎願ノ道ナク実辛苦生命スト雖モ、方今物価倍々騰貴シ、既ニ必死ニ至リ、殆ト難渋当惑仕候

第一に、佐藤清松が戊辰戦争で負傷したこと（この事実は、『太政官日誌』収録の館林藩戦場届書のなかに、「深手」のものとして佐藤清松の名前があることから確認できる⁽³⁸⁾）、第二に、身体障がいのために、単身での生活が困難となったため結婚したが、離別に至ったこと。第三に、旧藩主から終身年金と二人扶持を受けたが、二人扶持は奉還、年金についても旧藩主に嘆願して公債証書に交換し、即売却して、いずれも現金化したこと、第四に、安定した収入の道はなく（別の書類によれば草鞋製造の内職をしていたという）、物価騰貴のなかで困窮していったことがわかる。

この二人のケースではともに、秩禄処分過程で家禄を奉還した士族が、物価上昇のもとで生活困難に陥っている。公債証書を持ち続けるにしても、奉還して現金化したとしても、インフレ期にはそれらの資産は実質的に目減りするため、士族が恤救規則適用対象となるケースがあったことが知られる。

なお、佐藤清松の出願は最終的には許可されるのだが、検討の過程で、県庁内の官員が次のような付箋を付していることは注目される。

本議情実ニ於テハ誠ニ憫然ノ者ニ候処、旧藩時代ノ事トハイヘトモ該疵傷ノ為メニ若干ノ終身扶助料ヲ恩給受ケタルモノナリ、之ヲ本人ノ望ニヨリ奉還、其恩賜ヲ一時乞ヒ、之ヲ徒費シ今日ノ窮困ニ陥ルハ自棄自業ト云フモ可也、然ルヲ之ヲ一般ノ窮民ニ同視スル妨ケナキモノ歟、小官ニ於テハ一応其筋ヘ経伺ノ上御給与相成候而ハ如何ト思考候

旧藩より年金が与えられていたにもかかわらず、本人の希望で一時に現金化してしまったことは「自棄自業」であり、一般窮民とは同一に扱えないのではないか、という疑義が呈されていたわけである。そもそも、1878（明治11）年12月20日内務省乙第87号達によって「従来有禄士族之儀ハ平民同一之救助不相成規ニ候処、先般第貳拾五号ヲ以テ金禄公債証書書入質入売買不苦旨公達相成

(38) 『太政官日誌』第125号、明治元年10月。検索に当たり、『太政官日誌』フルテキストデータベース（日誌フル）<https://nisshifull.boshinjls.net>（2020年9月25日参照）を利用した。

候ニ付テハ、向後士族平民ヲ論セス、鰥寡孤独廢疾等之者ハ、明治七年第百六十式号、同八年第百
式拾式号公達ニ照準、夫々救助施行候儀ト可相心得」という措置がとられるまで、金禄公債証書を
所持する士族は恤救規則の対象となっていなかった。恤救規則適用については、士族は厳しい扱い
を受けていたといえよう。

以上の二例からは、インフレ期における士族困窮の状況がうかがえるとともに、岩本友平の場合
は、妻の出稼ぎという局面が、佐藤清松の場合は、生活を維持するために結婚し、その後離別、草
履づくりといった内職の局面があったことが知られる。

(3) 労働と慈恵の曖昧な境界

こうした、家族形成ないし解体、女性の労働、雑業への従事といった局面は、恤救規則適用に至
る前に経過する出来事として、士族に限られたものではない。ここでは、特に女性の恤救規則適用
を中心として、こうした局面のあり方を検討してみたい。

全国的に、恤救規則適用者、特に「老衰」「疾病」カテゴリーで女性が多いことを先に見た。群馬
県庁文書からは、女性の恤救規則適用対象者はしばしば寡婦であることがわかる。1892（明治25）
年に恤救規則の適用を受けた緑埜郡八幡村字根小屋村山崎つねの場合、⁽³⁹⁾ 当人の出身は多胡町入野村
大字馬庭村で、根小屋村山崎磯五郎と結婚して来住したが、1879（明治12）年に夫が死去、1887（明
治20）年に長男皆吉が死亡し、つねは単身の戸主となった。願書によれば「農業ニノミ心ヲ用ヒ居
候処ヨリ、裁縫等ニモ殆ンド疎キガ為、単ニ近隣慈恵者等使用致、応分之恵投品ヲ以生活罷在候」、
つまり農業に専従しており、「裁縫等」の技能がないため、近隣の者の「使用」⁽⁴⁰⁾ によって「恵投品」
を得て生活を立てていた。その後眼病のため盲目となり、そうした「使用」も果たし得なくなって、
生活困難となったため、救助を出願している。

ここで注目すべきことは二つある。第一に、裁縫ができないことは、副業の可能性が限定される
ことにつながっていたことである。第二に、それでも、「慈恵者」が、「使用」して、それに応じて
金品を与えていたことである。つまり、単純な恵与ではなく、居住地近隣の救助は何らかの仕事の
対価という形をとっていたのである。恤救規則出願は、こうした、労働と慈恵の曖昧な境界を経て、
それでもいかなる形での労働も不可能となった、として出願される。

このような例はかなり多い。1876（明治9）年8月15日に熊谷県から中央に上申された、高崎
通町能登シユンの場合（寡婦ではないが夫が前年からすでに恤救規則救助対象）の場合には、「該町
近傍ノ者ニ被雇小買物等致シ、聊宛ノ米銭等貰受糊口罷在候処、本年二月中ヨリ腰脚辛痛歩行難

(39) 「恤救」（「群馬県行政文書」、群馬県立文書館所蔵、明452）。

(40) 他史料の用例を鑑みるに、この「使用」は「つかいよう」と読んで、近隣の使いの用を引き受けてい
た、と読むべきものかとも思われる。

相成⁽⁴¹⁾」, 1882 (明治 15) 年 12 月出願の利根郡小川村千明タマの場合には, 「昨今独身ニテ少々之賃仕事等致居候得共, 左ノ手指不残不具トナリ⁽⁴²⁾」, 1892 (明治 25) 年 3 月出願, 西群馬郡高崎町大字九蔵町松井みわ (老衰) の場合には, 夫に死別後, 「他人ノ衣類洗濯又ハ用達等ニ雇ハレ糊口シ来リシカ, 近来半身不随⁽⁴³⁾」といった具合である。

最後の松井みわには養子がいたが, その養子は「病身ニテ一家ノ生活難相立」として離縁され, みわが単独戸主になっていることにも注意しておきたい。「家」小経営が生産・再生産の基本単位となる明治期の日本社会において, 寡婦になることは, そうした「家」小経営という所属先を失うことを意味していた。同時に, そのことは, たとえば佐藤清松の場合のように生活困難ゆえに妻を迎えるという選択がありえたこと, あるいは養子が「家」小経営の維持にとって負担であればそれを離縁するという選択がありえたことと表裏の関係にある。「家」小経営体は, 諸個人の生命をつなぐ装置なのであって, 生活困難に陥る過程において, 新たな構成員を受け入れることによる「家」再建の模索がなされることもあったわけである。

恤救規則適用に至る前段階としての, 労働と慈恵のあいまいな境界領域という論点に戻れば, こうした段階を経過するのは寡婦に典型的だが, 男性, ないし一家複数救助の場合でも, 救助の前に何らかの雇用労働が介在することはみられる。次に掲げるのは, 1882 (明治 15) 年 1 月, 利根郡戸鹿野村町星野惣右衛門・ヨウ夫妻の救助願にかかわる警察探偵書である⁽⁴⁴⁾。

目下雇稼等モ不相成, 無余儀隣家其他エ手伝等ニ参り金式錢位ヲ貰受, 又タ妻ヨウ儀モ同様隣家其他エ手伝ニ相越シ候得共, 廢疾故, 片手ニテ少々ノ仕事ヲナシ, 一日ニ金壹錢貳錢ノ救助ヲ貰受, 其外惣右衛門儀ハ自宅ニ於テ乍虚弱モ藁仕事等ヲナシ, 一日ニ草鞋二足位ヲ造り, 夫ヲ売払, 金式錢三錢ヲ取り, 是ヲ以テ生活相立兩人トモ自由充分ニ不相叶者ニテ, …(中略)…戸数割其他村費等以テ救助候儀有之候得共

夫婦が隣家への「手伝」や, 自宅での草鞋づくりなどに従事していたことが読み取れる。惣右衛門の雇仕事の内容について, 戸長上申書は「農蚕多忙ノ節杯は近傍へ被相雇」と記している。養蚕地帯においては, 蚕糸業での雇用労働の有無ないし従事の可否が, 生活困難に陥るか否かに影響を与えている可能性を指摘しておく。

(41) 『群馬県史 資料編 17 御指令本書』(1977 年), p. 909。

(42) 注 23 前掲史料。

(43) 注 39 前掲史料。

(44) 注 23 前掲史料。

(4) 移動する人びと

出生地と異なる場所に移住・移動する人びとが恤救規則の救助対象となっている例も多い。これは、行旅病人・死亡人（いわゆる「行き倒れ」）と隣接する領域での事例である。次に掲げるのは、碓水郡郷原村髪結職武井牧太郎長男与四郎・長女さいに関する、1884（明治17）年4月21日戸長上申書である⁽⁴⁵⁾。

右牧太郎義長野県信濃国諏訪郡下諏訪村第四百七拾番地屋敷ノ内同居平民武井市兵衛亡長男ニテ、幼年ヨリ髪結職営業致シ、然ル処明治九年二月中右妻うめ方江寄留仕、該渡世相當居り候内、右うめと示談之上入聲ニ相成度旨ヲ以テ原籍方江送籍之義照会仕候処、牧太郎義ハ戸主ニ有之、因而送籍難致故、うめを貰ヒ受度旨返書有之ニ付、明治十三年三月中原籍江送籍致シ、而シテ同十四年七月全戸当村へ送有之ニ付テ、右之番地同居致シ髪結渡世當居り候処、家事向之都合ヨリ同郡松井田駅へ寄留仕居候内、昨十六年六月中、妻うめ義女子出産シ、産後ヨリ引続病氣ニ罹リ、同年八月廿九日病死仕、跡牧太郎壱人ニテ小児式人ヲ養ヒ居り候処、日増活路差岡ト見へ、本年二月十五日式人子供捨置逃亡仕候故、該所ヨリ村方牧太郎組合へ通知有之ニ付、無抛式人ノ小児引取、組合者ニテ養育致居候得共、何分ニモ組合等モ薄縁ノ者計リ、殊ニ牧太郎親戚等モ一切無之、無余儀戸長役場へ右之趣申出候ニ付、戸長ニ於テ村会議員ト申談シ一村協議費ヲ以テ救助仕居り候得共、壱名ノミナラス式人小児ニテ殊ニ乳呑子ニテ数年間養育之方法ニ差岡候故、本年三月中原籍方江前書ノ次第ヲ以テ書面差遣シ、親戚之者ニテ小児壱名丈ヲ引受養ヒ致暮候様及照会候処、右牧太郎義ニ於テハ原籍ニ親戚等一切無之、只母壱人有之候得共、此者義ハ牧太郎幼年頃他江縁付居り候得ハ小児受取事不能トノ回答有之、無抛義ト存候得共、前頭ノ次第ニ付養育方殆ト差支、如何ニモ憫然ニ有之候

ここで述べられているのは次のような事情である。牧太郎の出身地は長野県の下諏訪村で、髪結職であった。同人は、1876（明治9）年以來うめ方に寄留、1880（明治13）年いったん下諏訪村の戸籍にうめが入り、それを郷原村に送籍する形で婚姻が成立した。なお、1880（明治13）年生まれの長男与四郎は「うめ私生長男」と記されており、両人が入籍する以前の出生と推測される。あるいは与四郎の誕生が入籍のきっかけであった可能性もあろう。その後、一家は松井田町に寄留の形で転居した。ところが1883（明治16）年に長女さい出生後にうめが死去すると、小児二人を抱えた牧太郎は失踪してしまう。二人の子どもは本籍地である郷原村に引き取られ、いったんは近隣の組合が養育するが、「薄縁」（牧太郎自身が同村の出身でない上に、一家は松井田町に転居していた）ゆえに救助が困難であり、村協議費で救助してきた。同村戸長は、父牧太郎の原籍地長野県下諏訪村に問

(45) 注 23 前掲史料。

い合わせるが、下諏訪村では、親戚としては牧太郎の母がいるのみであり、その母は再婚しているため養育困難であるとして、二人の子どもの引き取りを拒否した（下諏訪村からの回答書には、牧太郎の母を呼び出し説諭をしたが引き取りを拒否したと記されている）。以上の経緯を経て、郷原村戸長が恤救規則適用を出願したわけである。ここからは、来住者の子であるゆえに、「薄縁」の者として村で養育負担を忌避される子どもたちの姿が看取される。

非定住的な生活ののちに、本籍地に戻ってきて救助されるケースもある。1892（明治25）年に恤救規則適用となった倉賀野町鈴木長五郎の場合がそれである。まず、同人に関する⁽⁴⁶⁾ 巡査報告書を、次に掲げる。

本人ハ性質懶惰ニシテ壮年ノ頃ヨリ博奕ヲ嗜好シ、諸所ノ賭場ヲ徘徊シ、賭博ヲナシ生活シ居タルモノ、由ニテ、夫レカ為メ財産ハ悉皆売却シ、今日ノ処ニテハ本人ノ所有品ハ着衣ノミ故ニ、諸所漂泊シ漸ク口糊ハナシ居タレトモ、近来ハ老衰及加フルニ聳トナリ、賭博モ為ス能ハス、況ンヤ無資力ニシテ生活ニモ殆ント困難ヲ窮メ、親族知己近隣人ノ救助ヲ受ケ口糊ヲ凌キ居タルモ、際限ナキヨリ今日ニ至テハ救助スルモノモナク…(中略)…本人モ止ヲ得ス諸所徘徊シ居リシカ、本月八日夜倉賀野町湯屋渡世塩沢倉吉方へ入浴ニ来リ発病シタルニ依リ、倉吉ハ本人親族へ引取方掛合タルモ、何レモ困窮人ナルヲヨリ之レニ応セス、去リ連テ倉吉方ニ置クヘキ理由ナキニ付、町役場ニ於テ本人ハ前書渡辺亀吉ニ引渡し、他人ノ救助ニヨリ目下治療中ノ由ナレトモ、永ク続クヘクモノナラス

調査にあたった巡査は、鈴木長五郎について、「性質懶惰」で「博奕ヲ嗜好」と、最初から否定的評価を与えている。賭場をめぐり、賭博で生計を立てる、いわゆる博徒的人物であったと思われる。興味深いのは、巡査が、「近来ハ老衰及加フルニ聳トナリ、賭博モ為ス能ハス」と、あたかも賭博でさえ生計を立てる手段であり、恤救規則適用以前の段階をより「まし」なものかの如くに描写していることである。ともかくも公的扶助に頼らず生活しているのであれば、その中身自体はこの局面では問われていない。その後各地を流浪しながら親類・知人の救助によって生活してきたが、倉賀野町の湯屋塩沢倉吉方で「発病」し、親戚の渡辺亀吉方に引き渡されるが、ここでも永続的な救助は見込みがたい、と巡査は報告している。本籍地に戻り、そこで湯屋塩沢倉吉と親族のあいだで押し付け合いとなることで恤救規則適用となった経緯がうかがわれる。

ただし、この事情は、鈴木長五郎本人上申書や、「旧組合」連名上申書では語られない。いずれも鈴木長五郎の職業は「青物小売営業」であったと記述している。県庁は巡査探偵書と本人・旧組合上申書の齟齬について問題にした形跡はない。県庁は、鈴木長五郎が「良き貧民」ではないことを

(46) 注 39 前掲史料。

知りつつ、ともかくも押し付け合い状況を解決するために恤救規則を適用したわけである。

行き倒れて死亡した者が同伴していた小児の扱いが問題となることもある。1887（明治20）年1月9日、篠原利平（1878（明治11）年8月2日生れ⁽⁴⁷⁾）が、祖母に連れられ旅行中、緑埜郡藤岡町の旅籠で祖母が死亡するという出来事が起きた。祖母は死亡時に言語不明瞭で、藤岡町戸長は原籍を聞き取ることができなかった。満8歳の利平は、死亡した祖母は篠原イサといい、父は佐位郡伊勢崎町旅籠渡世藤田屋伊三郎方に同居する篠原蘭慮なる人物であると藤岡町の戸長に回答した。藤岡町の戸長が伊勢崎町の戸長に照会したところ、「藤田屋伊三郎」は、本名を新井喜八といい、たしかに利平の親戚だが、利平の本籍は埼玉県榛沢郡深谷宿の者であるという回答が送られてきた。

そこで、藤岡町戸長は次に埼玉県の深谷宿戸長役場に照会を出した。深谷宿側で戸籍を調べたところ、利平の述べる祖母「篠原イサ」とは篠原イノのこと、父「篠原蘭慮」とは篠原梅吉が本名であり、篠原梅吉一家について次のような事情が判明した。

別紙篠原梅吉実父安五郎ナルモノハ、曾テ旧幕府頃往還伝馬人足荷物持運ヒ被雇稼ヲ業ト為シ、中山道ヲ徘徊致シ居、遂ニ当宿篠原イサ（戸籍ニイノトアリ）ノ入夫ト相成、維新以後安五郎ハ古道具商売、梅吉ハ古着商ヲ営業セリ、然ルニ追々不如意ニ相成、当地ニ於テ生計モ相立兼、過ル明治十三年二月中同郡西島村百六拾九番地へ全戸転住致シ候ニ付、同地へ送籍致シ候処、該地元ニ於テ入籍拒相ミ、送籍状差戻シ候間、尚其理由ヲ尋問ノ為メ本人共ヲ召喚スルモ、其際最早何レヘ立退タル哉、挙家不在ニシテ行衛不相分、故ニ戸籍ハ其儘宿方ニ存スルモ、右梅吉其他ノモノル来踪跡不明ニシテ、于今失踪中ニ有之、且親戚等無之、亦他之慈恵上遺児（イサノ携帯児）ヲ引取養育致シ候者一切無之

篠原梅吉の父安五郎（つまり利平の祖父）は、中山道の伝馬人足・荷物持運稼業のもので、深谷宿のイノ方に入夫となった。維新以後安五郎は古道具商売、梅吉は古着商を営業していたが、「追々不如意」、1880（明治13）年榛沢郡西島村へ全戸転住したが、同村で入籍拒否され送籍状が深谷宿に返付、その後本人たちは行方不明となり、利平を引き取る親類は深谷宿には存在しない。以上が埼玉県深谷宿戸長から群馬県藤岡町戸長に送られた回答だった。これを受けて藤岡町戸長が、この遺児篠原利平に恤救規則を適用することを県に上申したわけである。

行旅病人法制と恤救規則の関係は今後の課題⁽⁴⁸⁾だが、内務省は、1886（明治19）年5月11日付の

(47) 注23前掲史料。

(48) 行旅病人・死亡人法制の変化とその実態については、竹永三男の一連の研究、「「行き倒れ」の近代史」（『部落問題研究』184, 2008年）、「近代日本における行旅病人・行旅死亡人対応法制の成立と展開」（『部落問題研究』196, 2011年）、「近現代の「行き倒れ」（行旅病人・行旅死亡人）の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質」（『部落問題研究』201, 2012年）、「日露戦後の行旅病人と家族・労働・地域社会」（『日本史研究』607, 2013年）を参照。

訓令第 251 号で府県に次のような指示を出している。⁽⁴⁹⁾

行旅死亡人及行旅病人ノ携帯セル幼年者等救助費用ハ、本人又ハ家元ヨリ弁償セシムヘシト雖トモ、赤貧ニシテ弁償シ能ハサル時ハ恤救規則ニ依リ給与シ、若シ増費ヲ要スルカ又ハ該規則ニ適当セサルモノハ本籍地方税教育費ヲ以テ支弁スヘキ義ト心得ヘシ

これに対応して、1886（明治 19）年 7 月 16 日に、埼玉県は管下郡役所・戸長役場に乙第 103 号達をもって次のように指示している。⁽⁵⁰⁾

管下人民行路中死亡シ又ハ重病ニ罹リタル際、其携帯セル幼年者等、彼地戸長ニ救護ヲ受ケシ者、独身又ハ家族アルモ、老幼等ニテ他ニ養育スヘキモノナク、家元赤貧難引取、親戚等ニ於テモ救助スルモノナクシテ、明治七年第百六拾貳号公達恤救規則ニ該当スヘキモノハ、引取ヲ要セス身元取調書及ヒ戸籍写相添、事情詳細ヲ尽シ、救護地戸長へ通報スヘシ、又他管下人民ヲ救護シタル場合ニ於テ、本籍戸長ヨリ同様ノ通報アリタルトキ、規則該当事ト認ムル上ハ、関係書類相添救護初日ニ遡リ救助方手当庁へ申請スヘシ

以上から、行旅死亡人の遺児が引き取られないときはそれぞれ救護地で救助する原則が 1886（明治 19）年に整備されたことがわかる。篠原利平一件はこの枠組みで対応が取られたわけである。

これら、移動する人びとが恤救規則を適用されるにあたり、戸長役場間（場合によっては県をまたぐ）で、どちらが救助するか照会の往復がなされ、また篠原利平の一件にみられるように、移住先の村が入籍を拒否している例があることに注目したい。1890（明治 23）年、内務省は第一議会に、恤救規則に代わる窮民救助法案を提出する（衆議院で否決）。そのなかでは市町村の生活困難者救助義務が規定されている。この義務規定の背景には、移動の自由を認める以上、救助義務を市町村に課さなければ、市町村は生活困難者の受け入れを拒否してしまうので、移動の自由と救助義務をセットで規定すべきというお雇い外国人アルベルト・モッセの意見があったとの北場勉の指摘がある。⁽⁵¹⁾このような論理は、法制度上の問題だけではなく、実態を背景にもっていたため法案に取り入れられたことが、これらの事例からうかがわれる。

(49) 注 39 前掲史料。

(50) 注 23 前掲史料。当該訓令は、篠原利平一件に関連して、深谷宿戸長から藤岡町戸長に送られている。

(51) 北場勉「国民国家形成と救済」（『社会福祉学』53-4、2013 年）。在籍地救助主義が煩雑な手続きをもたらすこと、それが窮民救助法案の立案につながることは、坂江、注 6 前掲論文にも指摘がある。

(5) 刑事犯の家族

最後に、主たる稼ぎ手が刑事犯として収監された場合、残された家族が恤救規則の適用対象となることがあったことを指摘しておきたい。次に掲げるのは、1885（明治18）年10月22日付、群馬県令佐藤与三の内務卿宛上申である。⁽⁵²⁾

無籍幼弱之者救助之儀伺

無籍平民キヌ長女

相馬ナツ

明治十二年八月四日生

右キヌ本年七月十日長女ナツ召連当県下邑楽郡北大島村地内ヲ徘徊之際、同村平民鳥羽ヨツ方へ忍入り窃盗ヲ犯シタルニ依リ、直チニ捕縛之上、キヌ儀ハ当時処刑中ニ有之候処、右ナツ儀ハ無罪ニヨリ原籍へ引渡可相成之処、固ヨリ無籍人ナルヲ以テ親戚ハ勿論、故旧等一切無之ニ付捕縛地戸長へ引渡ニ付、一村ニ於テ協救スルハ救助ノ本旨ニ候得共、方今地方ノ情態他ヲ協救スルノ余資無之、不得止官費支給之儀別紙写之通戸長ヨリ出願、事実無余儀次第ニ付、明治七年第百六拾貳号公達、恤救規則第四項ニ準拠シ、壹ヶ年米七斗ノ割ヲ以テ実母入監中救助取斗可然哉、恤救名簿相添此段相伺候也

無籍平民キヌが群馬県内で窃盗を働き、同道していた長女相馬ナツが残されたが、本籍がないため、恤救規則を適用する以外の方法がないというわけである。この上申は10月27日付で内務卿から許可されているが、相馬ナツへの支給は、直後の11月17日に停止になっている。⁽⁵³⁾ 原住所が判明したことによるのか、あるいは労働力ないし養女として養育者が見つかったことによるのかはわからない。

1885（明治18）年の碓氷郡後閑村佐俣忠次郎の場合⁽⁵⁴⁾では、同人は、長男弥四郎と桶屋職を営んできたが、弥四郎が1884（明治17）年10月に窃盗犯として逮捕・収監され、忠次郎は老衰、かつ火災にあつて生活困難であるとして、弥四郎刑期満了まで恤救規則を適用することが、5月5日の群馬県令から内務卿宛の伺によって上申されている。5月14日に内務卿の許可が下りているが、その後1885（明治18）年12月に支給停止となっている。弥四郎の判決は重禁錮1年2ヶ月なので、刑期満了とともに支給停止になったものと想定される。⁽⁵⁵⁾

なお、1870（明治3）年の新律綱領や、1873（明治6）年の改定律例には、いわゆる「犯罪存留養

(52) 「御指令本書」（「群馬県庁文書」、国文学研究資料館所蔵、33J/77）。

(53) 注23前掲史料所収の、1885（明治18）年12月31日現在恤救規則適用者名簿による。

(54) 注52前掲史料。

(55) 注53前掲史料。

親」条、つまり、老年の親を養うために、一定の条件のもとで刑事犯を収監せず自宅にとどめる規定があるが、1882（明治15）年の刑法では廃止されている⁽⁵⁶⁾。

むすび

以上、多分に史料に記録された出来事の記述という体裁をとりながらではあったが、恤救規則をめぐる中央と府県、府県と町村の往復文書を中心に、そこから垣間見える、生活困難者が恤救規則にたどり着く過程を検討してきた。本稿によって得られた知見を整理すれば次のようになる。

第一に、先行研究が指摘した通り、恤救規則は、立案した内務省の意向としては、府県にさえその内容が示されない、内務省の「内規」となる予定のものであった。これが大蔵省や左院の意見に基づき、太政官においては「達」という形式で、少なくとも府県には明示される法令となった。そして、「達」という法令形式は、直接には府県を宛先とするものであっても、政府内部に秘匿されるものではなく、公開される性質のものであった。実際には、発令時点では、多くの人びとは恤救規則の存在を知らなかったであろうが、政府や府県の側は、そうした法令が存在すること自体は知られていることを前提として、同規則を運用していた。恤救規則の適用にさらなる制限を付した窮民恤救方申請箇条も同様である。恤救規則が太政官正院で決裁されるまでに半年近くを要したことは、この問題をめぐって何らかの対立が背景にあったことをうかがわせる。その内実は現在のところ明らかにし得ていないが、成立まもない内務省と、大蔵省・正院とのあいだの権限配分にかかわる論点を伏在させていたことはまちがいあるまい⁽⁵⁷⁾。

第二に、群馬県の場合を検討すると、およそ1884（明治17）年を境にして、恤救規則適用出願の主体が、町村戸長から困窮者本人へと転換することである。これは、他のいくつかの県でも同様の現象が確認できる。この書類上の手続きの変更は、「戸長が、村ではこれ以上この者を救助しつづけることはできないから救助してほしいと出願する」から、「当人が、村ではもう救済してくれないので、救助してほしいと出願する」への、論理の転換を伴う。こうした転換は、時期的にはほぼ並行しておこなわれた、身分制的な団体としての町村から、地域住民の共通利益の執行機関としての町村への性格の転換と照応しており、近世・近代移行期に定められた法令である恤救規則の運用は、近世身分制の解体に伴って変化せざるを得なかったことを示している。つまり、村請制下の「人民相互」の扶助と、村請制なき「人民相互」の扶助は異なるものなのであり、恤救規則の適用を検討する際には、社会経済的な状況とともに、こうした手続き上の変化がどのような影響を与えたのかについても併せ留意する必要があるだろう。

(56) 赤石壽美「明治初年の窮民救助立法の構造（8）」（『静岡女子大学研究紀要』19、1985年）。

(57) この点については、さしあたり、小幡圭祐『井上馨と明治国家形成』（吉川弘文館、2018年）を参照。

第三に、そのような枠組みのなかで恤救規則の適用を受ける者は、適用に至る前段階に、近隣から洗濯や使いを頼まれ、賃金を受け取るという段階を経由していることが多い。そして、それは単なる賃金労働ではなく、そうした仕事を与えること自体が近隣の慈恵的行為とみなされていたことがうかがえる記述も存在する。そうした段階のことを、本稿では、「労働と慈恵の曖昧な境界」と呼んだ。群馬県庁文書から確認される恤救規則適用者のなかには、相当数の寡婦が含まれるが、特に彼女たちはそうした賃仕事の段階を経由していることが多い。原則的に「独身」を受給条件とする恤救規則は、「家」小経営体を失った個人を救済対象にしているため、小経営体による農業・小営業が不可能な状況において適用される。その場合、どの程度こうした雇用の機会が存在するか、また、仕事という名目での慈恵行為をおこなう、おこない得る人びとが存在するかが、恤救規則適用段階に進むか否かを定めるであろう。「人民相互」の扶助と国家による恤救規則適用のあいだに、半ば市場的な、半ば慈恵的な領域が存在したのである。また、「家」小経営を維持するための結婚や養子取りが、小経営維持の一方法であり、その失敗ののちにこうした状況が来ることにも注意しておきたい。

第四に、恤救規則適用者のなかには、行旅死亡人の遺児をその典型とするような、移動する人びとが含まれていたことである。職業としては、髪結い、伝馬人足、博徒をそうした例として見出すことができた。定住的な「家」小経営を生産・再生産の基本単位とする社会において、こうした人びとは「家」小経営の形成が困難であり、一度形成しても解体に直面しやすい。一方、隣保共同の救助を強調する政策基調のもとでは、町村による入籍拒否や、救助地から本籍地への照会に対する、本籍地側の救助不能回答などの現象を発生させていた。村請制的村落における、村に埋め込まれた生活困難者救済のメカニズムを解体してしまった以上、この問題に対処するためには、生活困難者の救済義務それ自体を法で規定して市町村に課すほかない。ここから、内務省内で窮民救助法案として浮上してくることが展望されることになろう。これを踏まえて、日清戦後期の恤救規則の適用状況や、日露戦後の適用の厳格化⁽⁵⁸⁾を検討することが、今後の課題となる。

※本稿は、2020年度慶應義塾大学学事振興資金（個人研究）「近代日本における市場経済とセイフティネット」による研究成果の一部である。

参 考 文 献

論文・書籍 (articles & books)

赤石壽美「明治初年の窮民救助立法の構造(4)」『静岡女子大学研究紀要』14, 1980年 [Akaishi, Toshimi, “Meiji Shonen no Kyumin Kyujo Rippo no Kozo (4)”, *Shizuoka Joshi Daigaku Kenkyu Kiyo*, No. 14, 1980]

(58) 注2前掲書参照。

- 赤石壽美「明治初年の窮民救助立法の構造（5）」『静岡女子大学研究紀要』15, 1981年 [Akaishi, Toshimi, “Meiji Shonen no Kyumin Kyujo Rippo no Kozo (5)”, *Shizuoka Joshi Daigaku Kenkyu Kiyo*, No.15, 1981]
- 赤石壽美「明治初年の窮民救助立法の構造（8）」『静岡女子大学研究紀要』19, 1985年 [Akaishi, Toshimi, “Meiji Shonen no Kyumin Kyujo Rippo no Kozo (8)”, *Shizuoka Joshi Daigaku Kenkyu Kiyo*, No.19, 1985]
- 赤石壽美「明治初期棄児養育立法の性格」（杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』, 敬文堂, 1992年） [Akaishi Toshimi, “Meiji Shoki Kiji Yoiku Rippo no Seikaku”, Sugiyama, Haruyasu ed., *Saiban to Ho no Rekishiteki Tenkai*, Keibundo, 1992]
- 池田敬正『日本社会福祉史』（法律文化社, 1986年） [Ikeda, Yoshimasa, *Nihon Shakai Fukushi Shi*, Horitsu Bunkasha, 1986]
- 市岡正一『公用作文例：規則摘載』巻1（1881年） [Ichioka, Masakazu, *Koyo Sakubunrei: Kisoku Tekisai*, Vol.1, 1881]
- 大川啓「近代日本における「慈善」と「不穩」——1890年の秋田市における米価騰貴への対応を中心に」（『歴史学研究』第804号, 2005年） [Okawa, Hiromu, “Kindai Nihon ni okeru ‘Jizen’ to ‘Fuon’: 1890 Nen no Akitashi ni okeru Beika Toki heno Taio wo Chushin ni”, *Rekishigaku Kenkyu*, No.804, pp.1-19, 2005]
- 大川啓「民主運動と近代社会：一八九〇年の高岡市周辺地域における米騒動を中心に」（『日本史研究』第690号, 2020年） [Okawa, Hiromu, “Minshu Undo to Kindai Shakai: 1890 Nen no Takaokashi Shuhen Chiiki ni okeru Kome Sodo wo Chushin ni”, *Nihonshi Kenkyu*, No.690, 2020]
- 大杉由香「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済——岡山・山梨・秋田を中心に」（『社会経済史学』第60巻第3号, 1994年） [Osugi, Yuka, “Hongenteki Chikusekiki ni okeru Koteki Fujo to Shiteki Kyusai: Okayama, Yamanashi, Akita wo Chushin ni”, *Shakai Keizai Shigaku*, Vol.60, No.3, 1994]
- 大杉由香「都市における公的扶助と私的救済——明治前期の京都を中心に」（『社会経済史学』第61巻第4号, 1995年） [Osugi, Yuka, “Toshi ni okeru Koteki Fujo to Shiteki Kyusai: Meiji Zenki no Kyoto wo Chushin ni”, *Shakai Keizai Shigaku*, Vol.61, No.4, 1995]
- 大杉由香「明治前期における東京の救恤状況」（『土地制度史学』第39巻第1号, 1996年） [Osugi, Yuka, “Meiji Zenki ni okeru Tokyo no Kyujutsu Jokyo”, *Tochi Seido Shigaku*, Vol.39, No.1, 1996]
- 小川政亮「恤救規則の制定」（福島正夫編『戸籍制度と「家」制度：「家」制度の研究』, 東京大学出版会, 1959年） [Ogawa, Masaaki, “Jukkyu Kisoku no Seitei”, Fukushima, Masao ed., *Koseki Seido to ‘Ie’ Seido: ‘Ie’ Seido no Kenkyu*, Tokyo Daigaku Shuppankai, 1959]
- 小幡圭祐『井上馨と明治国家形成』（吉川弘文館, 2018年） [Obata, Keisuke, *Inoue Kaoru to Meiji Kokka Keisei*, Yoshikawa Kobunkan, 2018]
- 岸重節編・佐藤直中関『山形県令類纂 上』（鳴時社, 1887年） [Kishi, Jusetsu ed., Sato, Naonaka, supervisor, *Yamagata Kenrei Ruisan Jo*, Meijisha, 1887]
- 北場勉「国民国家形成と救済」（『社会福祉学』53-4, 2013年） [Kitaba, Tsutomu, “Kokumin Kokka Keisei to Kyusai”, *Shakai Fukushigaku*, Vol.53, No.4, 2013]
- 『群馬県史資料編 17 近代現代 1（御指令本書）』（1977年）, p.911. [Gunmakenshi Shiryohen 17 Kindai Gendai 1 (*Goshirei Honsho*), p.911, 1977]
- 『群馬県統計書』各年度 [Gunmaken Tokeisho, each year]
- 『群馬県布達全書 明治14年 後編下』（1882年） [Gunmaken Futatsu Zensho, Meiji 14 Nen, Kohen Ge, 1882]
- 『戸籍局第6回年報』（1880年7月～1881年6月） [Kosekikyoku Dai 6 Kai Nenpo, July 1880-June 1881]
- 坂江愛「恤救規則と地方救貧行政——滋賀県における規則運用から」（『神戸大学史学年報』12, 1997年） [Sakae, Ai, “Jukkyu Kisoku to Chiho Kyuhin Gyosei: Shigaken ni okeru Kisoku Un’yo kara”, *Kobe*

- Daigaku Shigaku Nenpo*, No. 12, 1997]
- 佐野城東郡役所『現行静岡縣令達類纂上巻』(1890年) [Sano Kito Gunyakusho, *Genko Shizuokaken Reitatsu Ruisan Jokan*, 1890]
- 沢山美果子『江戸の捨て子たち』(吉川弘文館, 2008年) [Sawayama, Mikako, *Edo no Sutego Tachi*, Yoshikawa Kobunkan, 2008]
- 杉山博昭「明治期山口県における恤救規則の展開と特徴」(『山口県地方史研究』54, 1985年) [Sugiyama, Hiroaki, “Meijiki Yamaguchiken ni okeru Jukkyu Kisoku no Tenkai to Tokucho”, *Yamaguchiken Chihoshi Kenkyu*, No. 54, 1985]
- 竹永三男「『行き倒れ』の近代史」(『部落問題研究』184, 2008年) [Takenaga, Mitsuo, “‘Ikidaore’ no Kindaishi”, *Buraku Mondai Kenkyu*, No. 184, 2008]
- 竹永三男「近代日本における行旅病人・行旅死亡人対応法制の成立と展開」(『部落問題研究』196, 2011年) [Takenaga, Mitsuo, “Kindai Nihon ni okeru Koryo Byonin, Koryo Shibonin Taio Hosei no Seiritsu to Tenkai”, *Buraku Mondai Kenkyu*, No. 196, 2011]
- 竹永三男「近現代の『行き倒れ』(行旅病人・行旅死亡人)の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質」(『部落問題研究』201, 2012年) [Takenaga, Mitsuo, “Kingendai no ‘Ikidaore’ (Koryo Byonin, Koryo Shibonin) no Jittai to sono Kyugo, Toriatsukai kara mita Nihon Shakai no Tokushitsu”, *Buraku Mondai Kenkyu*, No. 201, 2012]
- 竹永三男「日露戦後の行旅病人と家族・労働・地域社会」(『日本史研究』607, 2013年) [Takenaga, Mitsuo, “Nichirosen-go no Koryo Byonin to Kazoku, Rodo, Chiiki Shakai”, *Nihonshi Kenkyu*, No. 607, 2013]
- 『太政官日誌』第125号, 明治元年10月 [Dajokan Nisshi, No. 125, October 1868]
- 『太政官日誌』フルテキストデータベース(日誌フル) <https://nisshifull.boshinjls.net> [Dajokan Nisshi, Full Text Data Base, (Nisshi Full) <https://nisshifull.boshinjls.net>]
- 『統計年鑑』各年度 [Tokei Nenkan, each year]
- 友部謙一「近世・近代日本の花柳病(梅毒)・死産・出生力の因果関係をめぐって」(『近代日本研究』34, 2017年) [Tomobe, Kenichi, “Kinsei, Kindai Nihon no Karyu-byo (Baidoku), Shi-ryuzan, Shusseiryoku no Inga-kankei wo Megutte”, *Kindai Nihon Kenkyu*, Vol. 34, 2017]
- 長尾景弼編『官省規則全書自第三十六編至第三十八篇』(博聞社, 1877年) [Nagao, Kagesuke ed., *Kansho Kisoku Zensho Ji Dai 36 Hen Shi Dai 38 Hen*, Hakubunsha, 1877]
- 日本社会事業大学・救貧制度研究会編『日本の救貧制度』(勁草書房, 1960年) [Nihon Shakai Jigyo Daigaku & Kyuhin Seido Kenkyukai eds., *Nihon no Kyuhin Seido*, Keiso Shobo, 1960]
- 兵庫県『類聚兵庫縣法規大全 下巻第十三類~第十七類』(1905年) [Hyogoken, *Ruiju Hyogoken Hoki Taizen Gekan Dai 13 Rui Dai 17 Rui*, 1905]
- 平井雄一郎「『区内預り』から『養育院』へ」(『社会経済史学』61-6, 1996年) [Hirai, Yuichiro, “‘Kunai Azukari’ kara ‘Yoikuin’ he”, *Shakai Keizai Shigaku*, Vol. 61, No. 6, 1996]
- 福富善寿編『社会事業法規便覧』(社会事業法規便覧発行所, 1926年) [Fukutomi, Zenju ed., *Shakai Jigyo Hoki Benran*, Shakai Jigyo Hoki Benran Hakkosho, 1926]
- 古田愛「明治23年窮民救助法案に関する一考察」(『日本史研究』394, 1995年) [Furuta, Ai, “Meiji 23 Nen Kyumin Kyujo Hoan ni kansuru Ichikosatsu”, *Nihonshi Kenkyu*, No. 394, 1995]
- 『法令全書』各年度 [Horei Zensho, each year]
- 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』(東京大学出版会, 2009年) [Matsuzawa, Yusaku, *Meiji Chihojichi Taisei no Kigen*, Tokyo Daigaku Shuppankai, 2009]

資料等 (materials)

- 「公文録」明治七年・第八十六巻・明治七年十二月・内務省伺(一)(国立公文書館所蔵, 公01102100) [Kobunroku, 1874, Vol. 86, December 1874, Naimusho Ukagai (1), National Archives of Japan, Ko 01102100]

- 「公文録」明治七年・第八十七卷・明治七年十二月・内務省伺(二)(国立公文書館所蔵, 公 01103100) [*Kobunroku*, 1874, Vol. 87, December 1874, Naimusho Ukagai (2), National Archives of Japan, Ko 01103100]
- 「公文録」明治八年・第二百二十六卷・明治八年六月(国立公文書館所蔵, 公 01508100) [*Kobunroku*, 1875, Vol. 126, June 1875, National Archives of Japan, Ko 01508100]
- 「御指令本書」(「群馬県庁文書」, 国文学研究資料館所蔵, 33J/77) [“Goshirei Honsho”, *Gunma Kencho Bunsho*, Kokubungaku Kenkyu Shiryokan Zo, 33J/77]
- 「静岡縣史料県治紀事本末 1」(明治元-七年)(国立公文書館所蔵, 内閣文庫府県史料静岡 1) [*Shizuokaken Shiryō Kenchi Kiji Honmatsu 1*, 1868-1874, National Archives of Japan, Naikaku Bunko Fuken Shiryo Shizuoka 1]
- 「恤救」(「群馬県行政文書」, 群馬県立文書館所蔵, 明 96) [“Jukkyu”, *Gunmaken Gyosei Bunsho*, Gunma Prefectural Archives, Mei 96]
- 「恤救」(「群馬県行政文書」, 群馬県立文書館所蔵, 明 452) [“Jukkyu”, *Gunmaken Gyosei Bunsho*, Gunma Prefectural Archives, Mei 452]
- 「総御達之簿」(「東京府文書」, 東京都公文書館所蔵, 607. B6. 03) [“So Otasshi no Bo”, *Tokyofu Bunsho*, Tokyo Metropolitan Archives, 607. B6. 03]

要旨: 1874年に制定された救貧法令である恤^{じゆっきやう}救規則について、主として群馬県を事例として、人びとがどのように恤救規則による救助を受けるに至るのかを検討した。その結果、ある時期から、出願の主体が町村ではなく本人になること、また恤救規則が適用される前の段階で、半ば賃労働であり、半ば慈善であるような仕事をする段階を経由すること、それらは近世身分制社会の解体という文脈で理解されるべきことを指摘した。

キーワード: 恤救規則, 救貧, 慈恵, 寡婦, 家